

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

標茶町は予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本町では、情報セキュリティに関する基本方針、基準等を定め、町が保有する情報資産を適切に管理し個人情報保護対策の徹底を図っている。

評価実施機関名

北海道標茶町長

公表日

令和3年12月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関連事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。 予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報のファイルを次の事務に利用する。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種の記録、台帳管理 2. 予防接種の対象者等の把握 3. 新型インフルエンザ等の予防接種に関する事務 4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の紹介・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム(健康かるて)、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一項番10、93の2 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 <p>情報照会の根拠…別表第二 項番16の2、17、18、19、115の2 主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p> <p>情報提供の根拠…別表第二 項番16の2、115の2 主務省令第12条の2、第59条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	標茶町役場総務課 〒088-2312 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	標茶町役場総務課 〒088-2312 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	公表日	平成29年3月28日	令和1年6月30日	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ-1.	平成29年1月31日 時点	令和1年6月30日 時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ-2.	平成29年2月28日 時点	令和1年6月30日 時点	事後	
令和1年6月30日	新様式への変更		(Ⅳ リスク対策の追加)	事前	
令和3年3月4日	公表日	令和1年6月30日	令和3年3月4日	事後	
令和3年3月4日	I-1. ②	<p>予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報のファイルを次の事務に利用する。</p> <p>1. 予防接種の記録、台帳管理 2. 予防接種の対象者等の把握</p>	<p>予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報のファイルを次の事務に利用する。</p> <p>1. 予防接種の記録、台帳管理 2. 予防接種の対象者等の把握 3. 新型コロナウイルス等の予防接種に関する事務</p>	事後	
令和3年3月4日	I-3.	<p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一項番10 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条</p>	<p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一項番10、93の2 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2</p>	事後	
令和3年3月4日	I-4. ②	<p>・番号法第19条第7号及び別表第二 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠…別表第二 項番16の2、17、18、19 主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 情報提供の根拠…別表第二 項番16の2 主務省令第12条の2</p>	<p>・番号法第19条第7号及び別表第二 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠…別表第二 項番16の2、17、18、19、115の2 主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 情報提供の根拠…別表第二 項番16の2、115の2 主務省令第12条の2、第59条の2</p>	事後	
令和3年3月4日	Ⅱ-1.	令和1年6月30日 時点	令和3年3月4日 時点	事後	
令和3年3月4日	Ⅱ-2.	令和1年6月30日 時点	令和3年3月4日 時点	事後	
令和3年8月23日	公表日	令和3年3月4日	令和3年8月23日	事後	
令和3年8月23日	I-1. ②	<p>予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報のファイルを次の事務に利用する。</p> <p>また、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>1. 予防接種の記録、台帳管理 2. 予防接種の対象者等の把握 3. 新型コロナウイルス等の予防接種に関する事務</p>	<p>予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報のファイルを次の事務に利用する。</p> <p>また、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>1. 予防接種の記録、台帳管理 2. 予防接種の対象者等の把握 3. 新型コロナウイルス等の予防接種に関する事務 4. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の紹介・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を作成を行う。</p>	事後	
令和3年6月23日	I-1. ③	健康管理システム(健康かるて)、宛名管理システム、団体統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム(健康かるて)、宛名管理システム、団体統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年8月23日	I-3.	<p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一項番10 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条</p>	<p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一項番10、93の2 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>	事後	
令和3年8月23日	I-4. ②	<p>・番号法第19条第7号及び別表第二 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠…別表第二 項番16の2、17、18、19、115の2 主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 情報提供の根拠…別表第二 項番16の2、115の2 主務省令第12条の2、第59条の2</p>	<p>・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠…別表第二 項番16の2、17、18、19、115の2 主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 情報提供の根拠…別表第二 項番16の2、115の2 主務省令第12条の2、第59条の2</p>	事前	
令和3年8月23日	Ⅱ-1.	令和3年3月4日 時点	令和3年8月23日 時点	事後	
令和3年8月23日	Ⅱ-2.	令和3年3月4日 時点	令和3年8月23日 時点	事後	
令和3年12月7日	公表日	令和3年8月23日	令和3年12月7日	事後	
令和3年12月7日	I-3.	<p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一項番10、93の2 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>	<p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一項番10、93の2 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	
令和3年12月7日	Ⅱ-1.	令和3年8月23日 時点	令和3年12月7日 時点	事後	
令和3年12月7日	Ⅱ-2.	令和3年8月23日 時点	令和3年12月7日 時点	事後	